

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書						
【提出先】	福岡財務支局長						
【提出日】	平成25年7月18日						
【会社名】	日創プロニティ株式会社						
【英訳名】	NISSO PRONITY Co.,Ltd.						
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石田 利幸						
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市南区向野一丁目15番29号						
【電話番号】	(092)552-3749						
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 西川 新二						
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市南区向野一丁目15番29号						
【電話番号】	(092)552-3749						
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 西川 新二						
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式						
【届出の対象とした募集（売出）金額】	<table border="0"> <tr> <td>一般募集</td> <td>2,046,803,000円</td> </tr> <tr> <td>引受人の買取引受けによる売出し</td> <td>506,764,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>407,073,000円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 募集金額は、発行価額（会社法上の払込金額）の総額であり、平成25年7月12日（金）現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年7月12日（金）現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	一般募集	2,046,803,000円	引受人の買取引受けによる売出し	506,764,000円	オーバーアロットメントによる売出し	407,073,000円
一般募集	2,046,803,000円						
引受人の買取引受けによる売出し	506,764,000円						
オーバーアロットメントによる売出し	407,073,000円						
【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none"> 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、証券会員制法人福岡証券取引所であります。 						
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)						

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	160,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数 100株

(注) 1 平成25年7月18日(木)開催の取締役会決議によります。

- 2 本募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から29,400株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

- 3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成25年7月29日(月)から平成25年8月1日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額(会社法上の払込金額であり、以下同じ。)にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	160,000株	2,046,803,000	1,023,401,500
計(総発行株式)	160,000株	2,046,803,000	1,023,401,500

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年7月12日(金)現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注) 1、2 発行価格等決定日の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注) 1、2	未定 (注) 1	100株	自平成25年8月2日(金) 至平成25年8月5日(月) (注) 3	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年8月8日(木) (注) 3

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年7月29日（月）から平成25年8月1日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「（１）募集の方法」に記載の資本組入額の総額を「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう、以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう、以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://www.kakou-nisso.co.jp/ir_press.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年7月26日（金）から平成25年8月1日（木）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年7月29日（月）から平成25年8月1日（木）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年7月29日（月）の場合、申込期間は「自平成25年7月30日（火）至平成25年7月31日（水）」、払込期日は「平成25年8月5日（月）」

発行価格等決定日が平成25年7月30日（火）の場合、申込期間は「自平成25年7月31日（水）至平成25年8月1日（木）」、払込期日は「平成25年8月6日（火）」

発行価格等決定日が平成25年7月31日（水）の場合、申込期間は「自平成25年8月1日（木）至平成25年8月2日（金）」、払込期日は「平成25年8月7日（水）」

発行価格等決定日が平成25年8月1日（木）の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。
- 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年7月29日（月）の場合、受渡期日は「平成25年8月6日（火）」

発行価格等決定日が平成25年7月30日(火)の場合、受渡期日は「平成25年8月7日(水)」

発行価格等決定日が平成25年7月31日(水)の場合、受渡期日は「平成25年8月8日(木)」

発行価格等決定日が平成25年8月1日(木)の場合、受渡期日は「平成25年8月9日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社福岡銀行 大橋支店	福岡県福岡市南区大橋一丁目10番18号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	160,000株	<ol style="list-style-type: none"> 1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計	-	160,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,046,803,000	17,000,000	2,029,803,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成25年7月12日（金）現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,029,803,000円については、244,067,000円を平成25年9月末までに耐火パネル生産のために山田工場内に新設する加工設備に係る設備投資資金に、1,605,000,000円を平成26年2月末までに東日本地域における生産拠点として福島県石川郡石川町に新設する福島工場（仮称）に係る設備投資資金（用地取得資金を含みます。）に、残額を平成26年2月末までに借入金の返済資金に充当する予定であります。

なお、本有価証券届出書提出日（平成25年7月18日）現在の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

平成25年7月29日（月）から平成25年8月1日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	36,600株	506,764,000	福岡県福岡市南区 石田 利幸 20,600株 福岡県春日市 大里 和生 8,000株 福岡県糟屋郡篠栗町 後藤 正治 4,000株 福岡県福岡市南区 松本 鏡一 4,000株

（注）1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4 売出価額の総額は、平成25年7月12日（金）現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格 （円）	引受価額 （円）	申込期間	申込 単位	申込証 拠金 （円）	申込受付場 所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1、2 発行価格等決定 日の証券会員制 法人福岡証券取 引所における当 社普通株式の終 値（当日に終値 のない場合は、 その日に先立つ 直近日の終値） に0.90～1.00を 乗じた価格（1 円未満端数切捨 て）を仮条件と します。	未定 (注) 1、 2	自 平成25年 8月2日(金) 至 平成25年 8月5日(月) (注) 3	100株	1株に つき 売 出 価 格 と 同 一 の 金 額	右記金融商 品取引業者 の本店及び 全国各支店	東京都千代田区丸の内二丁 目5番2号 三菱UFJモルガン・ス タンレー証券株式会社	(注) 4

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年7月29日（月）から平成25年8月1日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://www.kakou-nisso.co.jp/ir_press.html）（新聞等）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- 2 前記「1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- 3 株式の受渡期日は、平成25年8月9日（金）であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年7月26日（金）から平成25年8月1日（木）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年7月29日（月）から平成25年8月1日（木）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年7月29日（月）の場合、申込期間は「自 平成25年7月30日（火）至 平成25年7月31日（水）」、受渡期日は「平成25年8月6日（火）」

発行価格等決定日が平成25年7月30日（火）の場合、申込期間は「自 平成25年7月31日（水）至 平成25年8月1日（木）」、受渡期日は「平成25年8月7日（水）」

発行価格等決定日が平成25年7月31日（水）の場合、申込期間は「自 平成25年8月1日（木）至 平成25年8月2日（金）」、受渡期日は「平成25年8月8日（木）」

発行価格等決定日が平成25年8月1日（木）の場合は上記申込期間及び受渡期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取

金と同一とします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	36,600株

- 5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	29,400株	407,073,000	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から29,400株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://www.kakou-nisso.co.jp/ir_press.html）（新聞等）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成25年7月12日（金）現在の証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注)1	自 平成25年 8月2日(金) 至 平成25年 8月5日(月) (注)1	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	三菱UFJモル ガン・スタン レー証券株式会 社の本店及び全 国各支店	-	-

(注)1 株式の受渡期日は、平成25年8月9日(金)であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一といたします。

- 2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 3 申込証拠金には、利息をつけません。
- 4 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から29,400株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、29,400株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡り日から平成25年8月26日（月）までの間を行使期間（以下「グリーンシューオプションの行使期間」という。（注））として上記当社株主から付与されます。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年8月23日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還を目的として、証券会員制法人福岡証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び証券会員制法人福岡証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

（注） グリーンシューオプションの行使期間及びシンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年7月29日（月）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「平成25年8月6日（火）から平成25年8月26日（月）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年8月1日（木）から平成25年8月23日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成25年7月30日（火）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「平成25年8月7日（水）から平成25年8月26日（月）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年8月2日（金）から平成25年8月23日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成25年7月31日（水）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「平成25年8月8日（木）から平成25年8月26日（月）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年8月3日（土）から平成25年8月23日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成25年8月1日（木）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「平成25年8月9日（金）から平成25年8月26日（月）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年8月6日（火）から平成25年8月23日（金）までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である石田利幸、大里和生、後藤正治及び松本鏡一並びに当社株主である石田徹は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為（ただし、一般募集又は株式分割による当社普通株式の発行、ストックオプション行使による当社普通株式の発行又は譲渡等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社の社章  を記載いたします。

・表紙裏に、以下の内容を記載いたします。

1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（*2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年7月19日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年7月29日から平成25年8月1日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みません。

2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://www.kakou-nisso.co.jp/ir_press.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

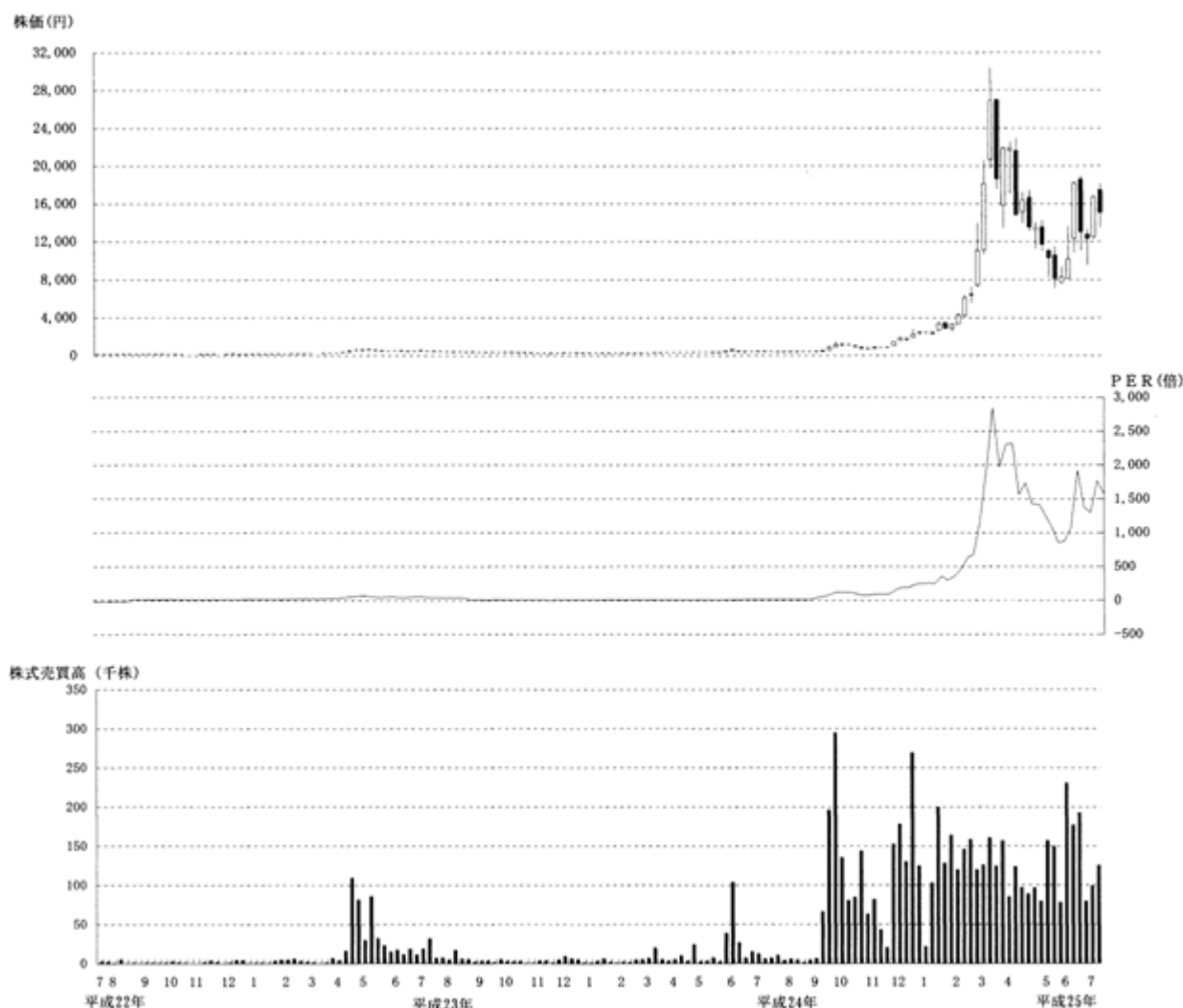
なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成22年7月20日から平成25年7月12日までの証券会員制法人福岡証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



（注）1 当社は、平成25年2月28日を基準日とし、平成25年3月1日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますので、株価、P E R 及び株式売買高（週単位）については、下記（注）2乃至4記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

2 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、当該株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を200で除して得た数値を株価としております。

・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。

・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益}}$$

・ 週末の終値については、当該株式分割の権利落ち前は当該終値を200で除して得た数値を週末の終値としております。

- ・ 1株当たりの当期純損益は、以下の値を使用しております。

平成22年7月20日から平成22年8月31日については、平成21年8月期有価証券報告書の平成21年8月期財務諸表の1株当たり当期純損失を200で除して得た数値を使用。

平成22年9月1日から平成23年8月31日については、平成22年8月期有価証券報告書の平成22年8月期財務諸表の1株当たり当期純利益を200で除して得た数値を使用。

平成23年9月1日から平成24年8月31日については、平成23年8月期有価証券報告書の平成23年8月期財務諸表の1株当たり当期純利益を200で除して得た数値を使用。

平成24年9月1日から平成25年7月12日については、平成24年8月期有価証券報告書の平成24年8月期財務諸表の1株当たり当期純利益を200で除して得た数値を使用。

（平成21年8月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっております。）

- 4 株式売買高について、当該株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に200を乗じて得た数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年1月18日から平成25年7月12日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第29期事業年度）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設」は、本有価証券届出書提出日（平成25年7月18日）現在、以下のとおりとなっております。

事業所名	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (福岡市南区)	基幹システム	55,000	39,077	自己資金及び借入金	平成24.9	平成25.8	業務の効率化
山田工場 (福岡県嘉麻市)	加工設備	300,000	55,933	増資資金、自己資金及び借入金	平成25.4	平成25.9	(注)2
福島工場(仮称) (福島県石川郡石川町)	土地、建物及び加工設備	1,605,000	-	増資資金、自己資金及び借入金	平成25.9	平成26.2	(注)2

(注)1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本設備投資については、個別受注生産に対応することを目的としており、完成後の増加能力の試算が困難であるため、記載を省略しております。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第29期事業年度）及び四半期報告書（第30期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月18日）までの間において変更及び追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（平成25年7月18日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある事項には以下のようなものがあります。当社といたしましては、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の予防及び発生時の対応に努力する方針であります。なお、以下の記載における将来に関する事項については、本有価証券届出書提出日現在（平成25年7月18日）時点において当社で想定される範囲で記載したものであり、事業等のリスク全てを網羅するものではありません。

(1) 太陽光発電関連製品について

平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が成立したことを受けて、特に、第30期第1四半期（自平成24年9月1日 至 平成24年11月30日）以降、当社が生産する太陽光発電関連製品（太陽光発電アレイ支持架台等）の売上が急速に増加しており、この結果、当社の財政状態及び経営成績は急激に変動しております。

当社は、更なる成長が予測される太陽光発電市場に対応するため、太陽光発電関連製品の受注、生産に重点的に取り組んでおりますが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を始めとする政府のエネルギー政策全般、及び当社が生産する太陽光発電関連製品の販売先や電気事業者の動向等によって、太陽光発電市場が当社の予想に反して十分に拡大しなかった場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、太陽光発電市場が当社の予想通りに拡大した場合でも、他の企業との競争激化による販売価格の低下等を通じて、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法律の改正等について

当社の主要事業は、金属製品の加工・販売であり、その取引先は広範な業界にわたっていますが、建築関係の会社も多数あります。建築基準法等の法律の改正が行われた場合、取引先の設備投資などの計画に大幅な変更が生じ、その結果当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 原材料の確保と価格の変動について

当社の主要事業は、金属製品の加工・販売であり、その主要原材料は鋼材であります。当社は大手鉄鋼商社から鋼材をコイル単位で仕入れており、取引商社の多様化及びこれらの商社との関係強化を通じて原材料の確保を図っておりますが、国内及びアジア地域において短期間に大幅な需要増が発生した場合等、鋼材需要が逼迫するケースにおいては、一時的に材料鋼材の確保が困難となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、同様のケースにおいて、材料鋼材の価格が大幅に上昇した場合には、当社の製品価格への転嫁による販売の減少や、原価率の上昇による利益の減少を通じて、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 生産拠点について

当社の生産設備は、福岡県嘉麻市に集中しております。従って、当該工場所在地域において大規模な地震等の自然災害等、不測の事態が発生した場合には、生産活動に支障が生じ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、現在、生産能力や販路の拡大を目的として、福島県石川郡石川町に新工場の建設を計画しておりますが、今後、生産ラインの構築や従業員の確保等が円滑に進まず、当社の計画通りに新工場が稼働できなかった場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 設備投資について

当社は、大口ロットや短納期のユーザーニーズに応えるため、最新鋭かつ大型の加工設備を積極的に導入していく方針であり、毎期の設備投資額は当該方針に沿ったものとなっております。

当社としては、顧客ニーズ及び市場動向を十分検討したうえで投資を実行しておりますが、導入設備による生産品目が当社の予想に反して十分な需要を確保できなかった場合や、当該品目の販売価格が低下して採算が悪化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 品質管理について

当社は、品質管理マネジメント規格であるISO9001の認証を取得し、品質管理部（ISO事務局）を設置し品質管理体制を整備、強化してまいりました。この体制のもと、不良品の出荷防止のための出荷前検査の徹底等、製品の品質管理に細心の注意を払っております。しかし、今後何らかの理由により当社製品に不良が発生し、当該不良を原因として顧客に重大な事故が発生する等の損害が生じた場合には、顧客に対する損害賠償等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、そのような事態に起因する当社の信用低下による売上の減少を通じて、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 競合について

当社の属する業界においては、小規模・零細な業者が中心であり、当社のように最新鋭かつ大型の加工設備を多数有する企業は少数であります。従って、大口ロットや短納期の受注については、比較的競合が少ないものと考えております。また、これら以外の一般的な受注についても、機械化・省力化の推進による原価低減により、価格競争力を有しているものと考えております。しかしながら、景気の低迷等による加工需要の全般的な減少や市場への過剰供給等により価格競争が激化した場合には、価格競争力の維持が困難となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 人材の確保、育成について

当社は、事業規模の拡大とともに、製品の設計・加工技術・設備管理等の知識と経験を有する優秀な人材を継続的に確保・育成していく必要があります。このため、当社は優秀な人材の採用と、技術習得等の教育訓練に積極的に取り組んでまいりの方針であります。しかしながら、当社が必要とする技術に精通している人材の採用や育成が十分にできなかった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 小規模組織であることについて

当社は平成24年8月31日現在、取締役6名、従業員76名で構成されており、比較的小規模な組織体制となっております。現在の人員は、今後の業務拡大を見据えたうえで採用をしてきたものではありませんが、今後当社に急激な業務拡大が生じた場合、内部管理体制及び業務遂行体制等において、適切かつ十分な人的・組織的対応が取れない場合には、当社の事

業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は今後、業容の拡大に見合った業務遂行体制の充実に努めてまいりますが、小規模組織で人的資源に限りがあるなか、個々の役職員の働きに依存している部分があるため、役職員に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは役職員が社外流失した場合には、当社の業務に支障をきたし、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定人物への依存について

当社代表取締役社長石田利幸は、当社設立以来代表取締役を務めており、経営方針や戦略の決定をはじめ、営業・製造・財務の各方面において重要な役割を果たしてまいりました。当社では、同氏への過度の依存を改善すべく、組織の構築や人材育成等、事業体制強化のための施策を全社的に進めておりますが、万一何らかの理由により同氏の業務遂行が困難な状況となった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 信用リスクについて

当社は、販売先などの信用リスクに備えておりますが、経済環境の変化による販売先などの経営の悪化や破綻等が発生した場合、債権回収に支障を来すなど、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第29期事業年度）の提出日（平成24年11月27日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月18日）までの間において、平成24年12月3日に臨時報告書を福岡財務支局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

平成24年11月27日開催の当社第29回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年11月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 第29期（平成23年9月1日から平成24年8月31日まで）計算書類承認の件

第2号議案 剰余金処分の件

当社普通株式1株につき金1,500円とする。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、石田利幸、石田徹、大里和生、松尾信幸、西川新二、白垣政幸の6名を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	6,684	2	0	（注）1	可決（99%）
第2号議案	6,680	6	0	（注）1	可決（99%）
第3号議案			0	（注）2	
石田 利幸	6,679	7	0		可決（99%）
石田 徹	6,679	7	0		可決（99%）
大里 和生	6,679	7	0		可決（99%）
松尾 信幸	6,679	7	0		可決（99%）
西川 新二	6,677	9	0		可決（99%）
白垣 政幸	6,679	7	0		可決（99%）

- （注）1．議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 2．議決権を行使することができる株主の有する議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 3．出席議決権数は、議決権行使書による本株主総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席した株主の議決権の数（株主総会終了時点までに出席した全ての株主の議決権の数）の合計であります。
- 4．賛成比率は、出席議決権数に対して、賛成が確認できた数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から各議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算してありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第29期)	自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日	平成24年11月27日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第30期第3四半期)	自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日	平成25年7月12日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月10日

日創プロニティ株式会社
取締役会 御中

如水監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 廣島 武文 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 邦康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日創プロニティ株式会社の平成24年9月1日から平成25年8月31日までの第30期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年9月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日創プロニティ株式会社の平成25年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年6月11日の取締役会において、福島県石川町が所有する工業用地を取得することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年11月27日

日創プロニティ株式会社
取締役会 御中**如水監査法人**指定社員
業務執行社員 公認会計士 廣島 武文 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 邦康 印**< 財務諸表監査 >**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日創プロニティ株式会社の平成23年9月1日から平成24年8月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日創プロニティ株式会社の平成24年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日創プロニティ株式会社の平成24年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日創プロニティ株式会社が平成24年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。